

「公民館の在り方」提言書の構成と論点の展開 メモ ②

はじめに

1. 公民館創設背景

- (1) 寺中構想「公民館のコンセプト」1945年10月
- (2) 文部次官通牒「公民館の設置運営について」1946年7月
- (3)

2. 制度上の公民館の目的、役割等

- (1) 社会教育法20条、21条、22条、23条
- (2) 最近の運営指針動向
 - ①平成29年3月社会教育法の改正「学校と地域連携、地域学校協同活動推進員委嘱」
 - ②〃 30年12月中央教育審議会答申「センター的役割、防災拠点期待」
 - ③令和元年6月第9次地方分権一括法「社会教育施設の首長部局への移管可能可」
 - ④H26年、文部科学省の「公民館参加者層の固定化」への問題提起
 - ⑤

3. 島田市における公民館の現状と課題検証

(1) 社会構造の変化への対応検証

近年になって、行政や地域住民から、高齢化や核家族化に伴う人々の価値観の多様化、生活の個別化そして情報受発信の革命等の社会構造変化に対応した公民館の基本機能を発揮する具体的役割を果たしているか課題提起されるようになってきている。

それらの課題について公民館の検証が求められる。

(2) 公民館自身の現状課題の検証

島田市（社会教育課）が設置者となっていて、社会教育施設の中心となっている、金谷公民館、六合公民館、初倉公民館の3館と所管部署が、社会構造の変化への対応した次の課題について自己検証をされたい。

- ①講座や会議等目的があって利用する者以外の人が集まって団らんする機会・場所（いわゆる交流の場）は提供されているか？
- ②社会教育講座や自主グループの趣味・教養の講座等が幅広く実施されているが、参加者が固定化していて特定グループのみのつながりになっていないか？
- ③趣味・教養の学習・活動は個人的・サークル的なものから地域コミュニティの課題解決のための学習グループに発展するよう支援しているか？（地域防災、家庭教育支援、学校支援等）

- ④地域の自治会、コミュニティ、ボランティア団体との連携は、公民館が地域課題解決のためのよりどころとして受け止められているか？
- ⑤それぞれの公民館が地域に即した自身のパーパス（存在意義）を認識し、地域住民のニーズに合った事業展開をしているか？
- ⑥公民館運営審議会は、委員の意見・提言等が運営に生かされているか、また、委員構成は公民館利用者に限らずそれ以外の者を含めて、幅広く選出されているか？
- ⑦
- ⑧

4. 島田市の公民館の在り方（提言）

前項における課題対処への取り組みが充分ではないと認識されている公民館は、以下に述べる公民館の在りたい機能・役割を参考に自らのオリジナリティ見出し、取り組んでいただきたい。

また、公民館の名称ではないものの、職員が常駐している社会教育機能を持つ類似施設や公会堂等においてもこの機能・役割を参考に可能な範囲で取り入れていただきたい。

- (1) 公民館の基本機能
- (2) 求められる具体尾的役割
 - ① 地域住民の交流の場
 - ② 地域住民の学習の場
 - ③ 地域づくり支援の場
- (3) 地域総合センターとの連携、機能分担
- (4) 所管部署、指定管理者との連携

あとがき

注) 視察結果（先進事例に学ぶ）を導入するか？